

紋章の表徴

一個の装飾から王の身体へ

伊藤 敏

はじめに 紋章を学ぶという姿勢

「中世」という時代は西洋人のみならず、多くの人々を惹きつける魅力が存在しているように思われる。それは時として様々な姿かたちで一絵画、小説、戯曲、演劇、果ては映画やコンピュータの世界にさえ一見受けられる。しかし現代において「中世」という言葉を連想するもの、例えば騎士道物語やアーサー王、ゴシック芸術といった存在は、19世紀ヴィクトリア朝期のメディーヴァリズムという潮流を介して今日知られるものが多い。メディーヴァリズムは近代人が過去の時代、とりわけ中世を理想とすることで現世に社会変革をもたらそうとした意志の結合であり、従ってそこには否応なしに中世の実像との間に歪みが生じて現代にまで及んでいるものが少なくない。そうした中の一例に紋章²を挙げる事が出来る。

現代人、それが欧米人であれ我々であれ、紋章に対するイメージは共通するものが多い。そのひとつに「紋章は貴族のもの」という観点がある³。確かに今日我々が目にする紋章の多くは貴族のものである。王冠やマントで彩られ、様々な動物や怪物がひしめき、繊細な模様が高貴な家柄を想起させる……現代という時代にまかり通る紋章のイメージとは概してこの様なものであろう。しかし紋章は本来、その使用が社会的身分によって制限されるものではない。中世においては貴族と共に平民も紋章を持つ例が散見される。とはいえ貴族の紋章は平民のそれより数の上で多いことは紛れもない事実であるが、これはさしずめ多くの平民にとっては、紋章を持っていたところでその用途があまり期待されなかったためである。言うなれば「今日という名刺」⁴に相当するものであり、すなわち誰もが持つことが出来るが皆が持っている訳ではないといった程度のことなのである。

文筆家が紋章を学ぶ姿勢はそれを取り扱った文学作品に如実に示される。例えばウィリアム・シェークスピア(1564-1616)は、史劇のみならず喜劇や悲劇の到るところで紋章、或いは紋章学を踏まえた描写が見受けられ、その知識量は専門家にも決して引けをとらない程である⁵。一方でウォルター・スコット(1771-1832)のような中世を題材とする歴史小説家ですら、『アイヴァンホー』に登場する紋章の描写が彩

色違反であるという抗議の投書が多過ぎたために、再版でこの件を弁明せざるを得ない事態に陥ったことがある⁶。またルネサンス期の人文主義者や後代の啓蒙思想家は紋章の知識を体制批判に利用している。この時代の思想家たちにとって紋章とは封建制の遺物であり、言い換えれば旧態依然の存続の象徴だったのである。以下のフランソワ・ラブレー(1483-1553)が『ガルガンチュア』の作中で記した紋章とその色彩についての記述はまさにその好例である⁷。

ガルガンチュアの^{とうじき}当色は〔中略〕白と青であった〔中略〕。
 こういうことを読まれた諸君が、〔中略〕白は真心を表し青は剛毅を意味すると仰しゃるに相違ないことも〔中略〕承知している。しかしながら、〔中略〕もしよろしかったら次の質問に答えていただきたい。〔中略〕
 諸君は〔中略〕白が真心を青が剛毅を表すなどと、誰が諸君に申し上げたのだろうか？諸君は〔中略〕出稼商人連中や山猿共が売り捌く、^{フランソワ・デ・クワール}『色彩之賦』と題する^{トレプリユ}けち臭い本から覚えたのだ、と。さて、この本を書いたのは何人であろうか？それが誰であろうと、名前を全然出さなかったことは用意周到だったと申すべきだ。

(渡邊一夫訳『ガルガンチュワ物語』第九章、一部改編)

この文章ではラブレーの紋章に対する批判的な態度がことごとく表れているが、啓蒙思想期までのこれら思想家にとっての紋章は忌むべき貴族制の象徴であり、アリストクラート層ともども唾棄すべき対象であったことが読み取れる。この傾向はフランス革命期の1790年の憲法制定議会における紋章の全国的な廃止の決議案にまで至る⁸。この決議は言ってみれば半ば君主制という言葉に過敏に反応した、議会の暴走にも等しい決議であった。というのも1790年時点でフランス全土で使用される紋章の3分の2が貴族以外の紋章であり、そこには市民や職人、そして大半の都市や機関、団体が所有するものが多分に含まれていたのである。しかし決議がいったん下されるや、すぐさまこの法案は実行に移される。以来、特にフランスにおいては紋章と貴族が同一視される傾向が現在まで根強く残ることになる。

このように現代にまで受け継がれた紋章の閉鎖的・固定的な観点はこうした歴史的な背景の下で醸成されたものなのである。これと同様のことが学術分野としての紋章研究についても言える。紋章はこれらの先入観のせいか、歴史学者が史料として取り扱うことはまず見られなかった⁹。何よりも彼らにとって紋章とは好事家の収集の対象でしかなく、無論彼らの収集や分類の体系は歴史学的な見地に耐えうるものではなかったのである¹⁰。しかし近年、フランスのミシェル・パストゥローらの

献身的な研究の成果により、紋章の学術的な解釈に新しい可能性が見出されるようになった¹¹。特に紋章は歴史学的な見地からのアプローチが見直され、次第に第一級の史料としての地位を確立しつつある¹²。これらについては後の章で詳しく述べるが、ともあれ紋章の学術的な観点からの考察は比較的最近の出来事であり、そこには様々な解釈の可能性が秘められているのである。

本稿ではこうした近年の研究の成果を踏まえた上で、紋章解釈の新たな可能性として、紋章の史料としての考察を再度進めると同時に、紋章の表徴体系と中世の王権・国家論との相関に注目し、紋章の考察により中世から近代に到る王権・国家の認識の変遷について論じる。

1. 紋章の起源と体系の成立

紋章の本質を考察するに当たって考慮すべきなのは、何より前述した歴史的背景にそれらが覆い隠されてしまっていることである。紋章が過去に果たしてきた本来の役割を探ろうとするとどうしてもこれらの障壁が立ち憚ることになり、その障壁を取り払うにはある程度時代を遡った議論、すなわち紋章の起源を遡り、その起源から派生した様々な側面一記号、装飾、象徴を通じた体系化の成立を見る必要がある。従ってここでは紋章の成立の考察に主眼を置くものとする。

紋章の起源を何に、あるいは何処に求めるかといった問題は近世以降様々な学説が主張され続けてきた¹³が、M・パストゥローはこれら起源をめぐる諸説を否定し、紋章の登場する時期と地域は12世紀の西ヨーロッパであると述べた。彼は武具の変遷と封建社会の形成という2つの要素が折り重なった結果紋章が登場したと主張しており、それらの重なり合う時期と場所が12世紀の西欧なのである。

武具の変遷に限定して紋章の成立を辿ると11世紀にまで遡る。1066年のノルマン征服を綴った「バイユウのタペストリ」の戦闘場面を見ると、騎兵・歩兵の双方が楯に各々の意匠を描かれている(図1)。しかし、このときはまだこれらの「記章」が体系化されておらず、その記章のみで戦場で個人を判別するには充分でなかった。タペストリに描かれたヘースティングズの戦いでは、ウィリアム征服王(在位1066-87)と彼の軍に降りかかった次のような窮地が知られている。

同時にウィリアムは落ちたのか振り落とされたのか、落馬して、公爵が死んだという叫び声が沸き上がった。〔中略〕一分が経った。ウィリアムはすつくと立ち上がり、再び馬にまたがると兜を脱ぎ捨て、兵士たちに自分は無事だとなり声で叫んだ。

(G・リーガン著、森本哲郎監修『「決戦」の世界史』104-105頁)

この挿話は、この時期の戦場において個人を識別する需要が否応なしに高まったことを如実に示す好例といえよう¹⁴。こうした需要の高揚を受けてか、第2回十字軍遠征(1147-49)の前線で初めて紋章というべき、一族の記章とその継承が見られるようになった。こうした紋章は最初は前世紀と同じく楯に描かれ¹⁵、13世紀までに鎖帷子の上に着る上羽織 *surcoat* が出現したことでその上にも描かれるようになった¹⁶。

またこの時期に封建制度が確立されたことも紋章の体系化に大きな貢献を寄せることになる¹⁷。封建制度では君主が臣下に土地の世襲を認める代わりに軍役を課す契約関係が重視されるが、紋章はこの契約に視覚的な封建的身分制度、或いは世襲制を示す恰好の象徴が付与された記章と見做す事が出来る。この封建制度下の身分制度と紋章の関係は、ドイツ最古の法書、13世紀の『ザクセン・シュピーゲル』に視覚的に説明されている例を筆頭に窺い知る事が出来るが、この時点で用いられている紋章は、最早軍事的な識別の記章ではなく明らかに身分制を象徴する表象である¹⁸。こうして騎士を含む貴族階級は、自らの身分の証明と自己認識の主張という役割を担った紋章を継承することを彼らの慣習のひとつとするようになるのである¹⁹。この紋章の図像やデザインを採用する上で、後述するが紋章の差異化の必要性、または紋の使用をめぐる悶着の解決策として紋章官が創設され、以後紋章の記号としての体系化が進行し、15世紀には「大紋章」*great arms* と呼ばれる、楯紋を中心に据えた様々な装飾 *achievements* が加わり(図2)、描かれる線分にも名前や役割が与えられるようになった²⁰。現代に残る複雑な紋章はこうした差異化の極致として装飾が強調された結果に過ぎず、これらの装飾に与えられた名称は制度として定められたというよりも、紋の使用において便宜上使用していた呼称が半ば慣習化したものと言うべきであろう。また12世紀以降馬上試合 *Tournament, Joust* が西欧各地で隆盛を極めたことで²¹、紋章も同時に儀礼的な意味合いや装飾的な側面が色濃いものとなり、現在に存続する貴族の紋章はその殆どが装飾としての役割が主たるものとなったのである²²。

しかしこうして成立した紋章のシステムは現代においても国旗やスポーツチームのユニフォーム、さらには交通標識といった場にまで継承され、今日もなお我々の日常の至るところで存続しているのである²³。

2. 紋章学の新しい境地—歴史学の視点

近年、紋章の本質を封建制度に求めることで、それまでには見向きもされなかった紋章解釈に新しい可能性が付与されることになった。従来でも紋章形態を象徴体系として捉えることで、王侯貴族の婚姻関係などを辿る事は為されてきたが²⁴、最近では歴史学的アプローチが進められたことで紋章が内包するより政治的な性格が再考証されるに至っている。ここではまず紋章の持つ政治的な性格について、その顕著な例として鷲紋と獅子紋²⁵の例を中心に追いかけるものとする。

鷲は古来、帝政ローマの象徴であり、その後継国家を自認する歴代ドイツ君主、すなわち神聖ローマ皇帝も当然の如く使用するようになった²⁶。また 10 世紀のザクセン朝期にアウグスティヌスの考察をもとに「ヨハネの鷲」としてのキリスト教的な価値観も付加されることになる²⁷。以来鷲の紋はドイツ君主の聖権、俗権の優位性を象徴する意匠となり、オーストリア・ハプスブルク家やナチス・ドイツ時代にまで受け継がれるのである。しばしば歴代の皇帝は紋章の誤用や恣意的な使用を禁ずるために宮中伯の紋章官を通じて紋章査察を行っていた程である²⁸。その一方で、或いはそれに付随してか皇帝、特にシュタウフェン朝期の諸帝は帝室に忠誠を示す諸侯に鷲の紋の使用を許可ないし奨励をしていたと見られる節がある。このことについて M・パストゥローは興味深い考察を示しているので以下に紹介する²⁹。

西ヨーロッパ、特にドイツ・北イタリア地域での封建諸侯の紋章使用には顕著な傾向が認められる。というのは、これらの地域を鷲の紋の使用が優勢な地域と獅子の紋の使用が優勢な地域とに大別出来るからである(図 3)。これは両者の紋の使用頻度の相違—獅子紋は全欧中で飛びぬけて多く使用される紋である—を差し引いて考えても注目に値することには変わりはない。同時に鷲の紋が優勢な地域では獅子紋は他地域と比較して極端に少なく、その逆もまた然りなのである。この傾向を読み解く鍵となるのは 12-13 世紀のドイツの国内情勢である。すなわちハインリヒ獅子公(ザクセン公位 1142-80、バイエルン公位 1156-80)を領袖とするヴェルフエン家と、皇帝フリードリヒ 1 世赤髭帝(バルバロッサ、位 1155-90)を頂くシュタウフェン家との対立構造である。12-13 世紀の神聖ローマ皇帝位は、シュタウフェン家の世襲の傍らで常に彼らの脅威として隠然たる力を保持し続けていたヴェルフエン家が虎視眈々とその機会を窺っており、両家は真空位時代が到来するまでの 100 年に渡って一進一退の攻防を繰り返してきた。このとき神聖帝国の版図であったドイツとイタリアでは、その渦中にあった諸侯がどちらの党派に帰属するか選択を迫られ、シュタウフェン派とギベリン(イタリアにおける皇帝支持派)は鷲紋を、ヴェルフエン派とゲルフ(同教皇支持派)は獅子紋をこぞって使用するようになったのである³⁰。こ

うしたドイツ国内における対立に代表されるように、鷲紋と獅子紋は互いに相容れない好対照の意匠として普遍的に認識されるに至るのである³¹。

もう一つ、ヨーロッパの紋章に特徴的な事例として「紋の差異化」が挙げられる³²。紋章の図案構成・配色などの規則は各国で中世後期より細則が付されるようになったものの、その諸則には漏れなく例外事項が大幅に認められている。そうした数々の例外がありふれているにも拘らず、中世から極めてよく遵守されているのがこの紋の差異化である³³。紋の差異化は 2 種類に大別され、一方は *cadency* 或いは *differencing*、他方は *marshalling* と呼ばれる。前者の *cadency*, *differencing* とは、元来紋章は代々一つの家系に継承されるべきものであるが、「完全な」紋を継承できるのは長男に限られており、次男以下の男子は、長男の存命中は本家の紋章に僅かでも変更を加え「差異化」をせねばならない³⁴。紋章の図案が後世に下るにつれて次第に複雑化していくのはこのためである。この紋章の差異化は 12 世紀頃にはフランス、イングランド、ネーデルラントやラインラント、スイスといった地域で出現しており、その差異化のパターンは千差万別である。特にフランスではこの差異化が組織的に行われており、なかでもヴァロワ朝初期のフランス王とその親王領 *apanage* 諸侯の紋章は好例といえる (図 4)³⁵。フランス王家の百合紋 *fleur-de-lis* もまた、元来はマリアの徴(アトリビュート)として認識されていたものがフランス王家によって転用されたもので、ドイツの鷲紋のように聖俗の双方における王権の諸侯に対する優位性を示すものである³⁶。この紋章の図案の差異化が示す目的は明白である。無論その第一義的な目的は本家との血縁関係を示すものであるが、裏を返せば本家、ここではフランス王家を中心とした封建関係の主張という面も見て取れることも出来よう。他方 *marshalling* は婚姻関係によって紋が組み合わせられることであり、これは家系の消長の追跡や国家・領土の衰亡を窺うことが出来る(図 5)³⁷。

この *cadency* と *marshalling* の規則が今日まで遵守されていること、そしてまた鷲紋と獅子紋の事例からも分かるように、紋章は中世の為政者にとって政治的な思惑が込められた図像であり、それは王権の正当性や身分制度上のアイデンティティの主張のみならず、契約を結んだ臣下との封建関係の裏付け、言い換えれば王権の優位性の主張という面も見て取れよう。この観点の根拠となるのが、カントロヴィッチの『王の二つの身体』における王冠の議論を交えて考察³⁸である。カントロヴィッチは 14 世紀イタリアの法学者バルドゥスの記述を根拠に、王冠を「可視的な」王冠と「不可視で非物質的」王冠の 2 つに大別した。この後者の「不可視な」王冠はその起源を領域に求められる、「政治的身体の統治に不可欠な王のあらゆる権限や特権を包含する」³⁹ものであるが、次第に国庫、すなわち王の直領地としての王冠の意味合いが色濃いものとなる。こうした君主の直領地を象徴する王冠は、12 世紀

にはさらに2つに区別された受封者に与えられるものとされた。ひとつは「王冠に属するもの」を保有する王直属受封者であり、もうひとつは「王冠の権利ではなく諸侯としての何らかの権利によって王から騎士領を与えられ、これを保有する」者である⁴⁰。このカントロヴィッチの指摘するものは明白である。すなわち前者はヴァロワ系フランス親王領の諸侯の事例であり、後者は12世紀ドイツの政治情勢である。

この諸侯が国王に対する所属の証として紋章が用いられたことは先に述べたが、ではこうした王と諸侯の結び付きが示すものは何か。その回答となるのがゲルマン的トーテムズムへの回帰である。ゲルマン人がかつて共通のトーテムを介して部族間の結束を確認したように、ドイツの鷲紋もまた、君主と同じ紋を使用するということは君主の政治的派閥に属することを示すだけではなく、それは鷲紋という一つの共通の象徴を介した君主と諸侯による諸侯連合への参加意志の表明ということに他ならない⁴¹。この象徴を介した諸侯連合の構築は、王権のアトリビュートを枢軸に据えた象徴的な結びつきであり、その枢軸に存在する国王への権力の集中、中央集権への中世的な身分制度・封建制度の上に立った一つの試みとも見做すことが出来る。

3. 紋章と王権—政治表徴と人体の相関から

前章での考察から、紋章の有する政治的な意図は極めて明白である。紋章が非常に多様性を包括した装飾でありながらも、今日までその体系にある一体性を保持し続けてきた要因もこの点に依拠している。ところでこの紋章の本質である封建制度と為政者の政治的な思惑という、一見すると表裏一体とも言えるこの両者は、その実ある一つの理論によって結び付けられたものとも考えることも出来るのではないだろうか。私はその根拠に中世から近代の王権に到る国王の身体の捉え方の変遷が相当するのではないかと考える。その整合性を探るべく、ここでは社会、政治的要因に加えて、中世における国家の在り方という側面にも焦点を当てて考察を進める。

3-1 国家を人体として見る

国家を人体として捉える傾向は、古くは古代ギリシアにまで遡り、プラトンやアリストテレスといった思想家たちは「有機体としての国家」の在り方を様々な論じ方で定義を試みている⁴²。この試みはストア学派の手でほぼ確立され、この観点はキリスト教的世界観にも転用された⁴³。パウロはストア派が世界全般は神により導かれた有機体であるという解釈を示す、「キリストの四肢」への転換を提示した⁴⁴。

このパウロの構想はそのまま「キリストの体」としての教会像に当て嵌められた。しかし実際に教会組織の団体的な性格に有機体論が用いられるには教父後の中世神学の出現を待たねばならない。

12世紀において西欧の各地で古典研究が顧みられる、所謂「12世紀ルネサンス」の潮流の中で、カロリング朝期において、教権と俗権を包括した全キリスト教徒の共同体を一つの「キリストの体」として理解する観念が下地になり、さらにこの時代には具体的な有機体比較を伴った発展を辿る。1111年にローマ近郊のファルファ修道院で書かれた作者不詳の『帝国の正統的擁護』では、「教会」は統一した肉体の下で四肢の協働を行うものとされ、「教会の体」のうち頭は王権、心臓は聖職者が当てられた⁴⁵。教会は王権である頭と同時に教権である心臓を持った、ある種の二重構造を見出そうとしたのであろう。この二元論的な解釈は叙任権闘争を経て教権と俗権の統一に到り、教皇至上権の抛り所の一つにもなった。対して王権の伸張と共にこの議論に反論が生じる。12世紀初頭の修道士フルーリのユークはイングランド王ヘンリ1世に献呈した『王の権力と聖職者の権威』の中で、彼は王権を人体の頭に相当させる解釈から、人体における頭の地位との比較を試みた⁴⁶。要するに人体で頭が唯一であるように、国家の全ての支配は一人の人間の下に還元されるべきであり、それが君主であるというものである。しかしこの時点では、君主はキリスト教的信仰から完全に脱却することは出来ず、依然として霊的な問題は教会に服すより他になかった。とはいえこうした君主＝国家を示す身体論的な思考が12世紀に散見されたという事実から、やがて王権が確立される過程でこの思考が確固たるものと化したと考える事は疑いようもないであろう。

3-2 王権の身体における紋章の役割

では、こうした国王の身体と国家の同一視が紋章と如何なる関係にあるのだろうか。まず意匠の分与、差異化について再度考察してみよう。先述したドイツ・イタリア地方における鷲と獅子の紋章比率が示す意匠の分与は、言い換えれば国王の身体の分与といっても差し支えないのではないだろうか。すなわち王の身体そのもの、もしくは一部である紋章の意匠を共有することで、諸侯は国王の身体を共有するといった意図が含まれていたのではないか、ということである。紋章が封建的身分制度の象徴であり、また極めて政治的な意図を含んだものであるというこれまでの考察を踏まえると、紋章の差異化、或いは意匠の分与という経験は、王権の地方への影響力や封建契約、さらに言えば王室への忠誠の再確認として機能しただけではなく、さらにここに国王との身体の共有という経験を加えることでこうした機能を確固たるものにしようとしたのではないだろうか。前節での記述から、紋章が体系化

する 12 世紀には国王の身体と国家が同一視されるようになったことから、王の身体の共有は国家の共有にも等しいと目されていたとも考えられる。この紋章の体系化と、中世の国家身体論の確立がほぼ同時期であったことは注目に値する。この中世ヨーロッパにおける「身体の共有」は珍しい事例ではなく、その一つが騎士たちの文化、騎士道に見出される宣誓式である⁴⁷。また、この身体の共有に関していまひとつ中世の儀礼とその身振り、ここでも騎士階級の儀礼⁴⁸に着目し、考察を進める。領主に仕える従士が騎士の身分を与えられる儀式には騎士叙任式と臣従礼の 2 つが並存し、そのいずれもが騎士や主君、家臣のあるべき姿を象徴するものである。このとき主君が臣下を抱擁する托身、および両者が交わす接吻が、婚約の儀礼を模したと見られる象徴的含意によって家族関係、ならびに親族関係のシステムの進展と見做す事が出来る⁴⁹。すなわち領主を家長とした家族制度のシステムに叙任される臣下を組み込むことで各目上は近親者として、より緊密な連帯を裏付けることが可能なのである。さらに主君から封土を授与される段階では、土地・財産の保有権を象徴する様々な象徴物—小枝、ひとかげらの土塊、草穂—と並んで手袋などの領主の服装品が授与され、この主君の服飾の授与は主君と臣下との身体を通じた関与を示すものである⁵⁰。これと並んで騎士叙任式においては領主から武具一式を臣下が賜る際に楯が与えられ、その楯には当然ながら紋章が描かれる。紋章の図案が示す特定の勢力への所属の問題は前章で述べたが、この臣従礼と騎士叙任式での楯の授与が同時に執り行われていたという事実は、紋章が主君との身体の共有を担う一つ的手段として見做されていたことを示唆するものではないだろうか。

このことは鷲紋を介したドイツ諸侯や百合紋を介したフランス王家の事例にも当て嵌まり、またそれは前述した臣従礼による家族関係を範とした連帯の延長線上に位置するものと見て取ることも出来よう。しかし 14 世紀までに君主は紋を介した支配体系からの脱却を画策するようになる。というのも鷲にしる百合にしる、いずれの紋も諸侯の多用により普遍化したことで、「国王のトーテム」としての唯一不可侵であるはずの性質が弱体化し、象徴における君主の優位性が否定される結果に行き着いてしまったからである⁵¹。

初期中世のゲルマン的部族国家への回帰をもたらした紋章は、王権の中央集権化へのひとつのアプローチであり、その試みは君主の象徴の普遍化をもたらし、結局挫折に終わった。しかし王権はなおも国王の人格の一端を担う王冠に、王の自然的身体にある種の超自然的な意味合いを持たせる役割を見出そうとした⁵²。この思想に裏付けられた中央集権化の進展は、同時に紋章の本質的な役割の終焉を告げるものであった。紋章がその片鱗を見せた中世的な身体の方分という発想は、ここにおいてかのルイ 14 世の著名な「朕は国家也」という言葉で示される、国家と国王の

身体の一元化—中央集権国家の様相—の完成に到達するのである。紋章はそれ自身が歴史的事実を文字通り色鮮やかなものとして後世に訴えるものであり、また紋章の体系を辿る事は近代という新しい時代の出現の予感を至極鋭敏に読み取ることであるのである。

終わりに

紋章は普段目にする機会が多いためか、装飾という面へのみ主眼がおかれることが多く、本来的な役割を見定めようとするとしても骨が折れるような考察が要求される。しかしそうした考察の末に控えた紋章は、第一級の史料としての価値を有するばかりか、歴史の大きな潮流を年代記や手稿などにも勝るとも劣らないほど直接的に現代に訴えているのである。紋章における意匠の分与は、中央政権の脆弱さの象徴であったが、それは初期中世のゲルマン的部族連合の一時的な再興でもあった。紋章はヨーロッパが「中世」という時代に見切りをつけたことで装飾としての側面ばかりが取り沙汰されるようになるが、その紋章の役割の変化は、紋章が中世特有の事象であったという証拠に他ならないと言えるだろう。紋章の装飾という観点はあくまでも一つの側面に過ぎず、その体系は共有された身体と古めかしい部族連合の様相から、王権の認識が次第に中世から近代へと時代の転換を迎えることを明示する一つのファクターとして捉えることが出来る。そこから読み取れるものは、中世を通じた国家の有り様を現代にまで伝える、非常に動的な訴えなのである。

1 アリス・チャンドラー、高宮利行監訳『中世を夢見た人—イギリス中世主義の系譜—』研究者出版、1994年、2-3、374頁。

2 日本語で「紋章」と訳される英語の単語は **emblem, heraldry, coat of arms** などが挙げられるが、その内実は若干意味合いが異なっており、紋章学 **heraldry** において「紋章」と見做されるにはその図案が継承性を有している必要がある。対して継承実績を持たない記章は **emblem** と呼ばれ区別される(森護『紋章学辞典』大修館書店、1998年、v-vi頁)。無論本稿で以後「紋章」と表記する場合は英語でいう **herald** としての使用を前提としている。また本稿では混同を避けるため以後使用する紋章用語は英語に統一する。

3 ミシェル・パストゥロー、松村剛監修『紋章の歴史—ヨーロッパの色とかたち』創元社、2008年、18頁。

4 パストゥロー、同書、19頁。

5 森護『シェイクスピアの紋章学』大修館書店、1987年、32-43頁。

6 森、同書、44-46頁。

7 パストゥロー、前掲書、110頁にもこの点に関する言及がされている。

8 以下フランス革命期の紋章廃止案に関する記述は、パストゥロー、同書、41-42

頁による。

⁹ 浜本隆志『紋章が語るヨーロッパ史』白水社、1998年、14頁。

¹⁰ William Cecil Wade, *The Symbolisms of Heraldry*, London, 1898, p.11.

¹¹ 浜本、前掲書、20頁。

¹² パストゥロー、前掲書、82頁。

¹³ 従来から紋章の起源と見做されてきた事例には、①古代ギリシア・ローマの兵士が用いた記章、②古代ゲルマン・スカンディナヴィア人が用いたルーン文字に代表される象徴体系、③第1回十字軍遠征の際に接触したビザンツ帝国やムスリムの慣習の模倣、といった3つの説が主張されてきた。前者2説に関しては、紋章は同じ記章がある家系に継続的に継承されることで始めて「紋章」と見做されるため早々に否定されており、長らく第3の説が支持されてきた。しかしこの説も、詰まるところ「間接的な」起源に留まるものであり、紋章の起源の根本と見做すことは出来ないのである。これらをめぐる議論については、パストゥロー、同書、20-21頁、及び浜本、前掲書、17-24頁を参照。

¹⁴ 英語では「紋章」の紋章学の分野以外での正式な呼称として“coat of arms”を用いるが、この他フランス語の *armoiries*、ドイツ語の *Wappen* のいずれもが「武器」(それぞれ *arms, armes, Waffen*) という語から派生していることから紋章と武器、ないし戦闘との関係性を窺う事が出来る(浜本、同書、17頁)。

¹⁵ ミシェル・パストゥロー著、篠田勝英訳『ヨーロッパ中世象徴史』白水社、2008年、224頁。

¹⁶ Terence Wise, *Medieval Heraldry*, Oxford: Osprey Publishing, 2009, pp.16-17.

¹⁷ 以下封建制度と紋章の関係については、浜本、前掲書、93-101頁。

¹⁸ 浜本、同書、96-98頁。

¹⁹ ここで誤解してはならないのは、こうした身分制度の象徴体系がある社会階層によって独占されたわけではないということである。紋章の成立は社会階級・社会的カテゴリ全体の「細胞化」*encellument* からは不可分であり、これら「細胞化」された各々の社会集団にとって、紋章は旧来の自己アイデンティティ・自己同定システムに代わる存在であった。従って冒頭に述べたように、紋章の使用がある社会身分(特に貴族)に限定されたことは中世を通じて存在し得ないのである(パストゥロー『ヨーロッパ中世象徴史』、229-233頁)。

²⁰ Wade, *op.cit.*, London, 1898, pp.41-54、及び Fox-Davies, Arthur Charles, *A Complete Guide to Heraldry*, London and Edinburgh, 1909, pp.63-105.

²¹ 浜本、前掲書、26-31頁。また馬上試合は領主の主権するエンターテインメントとして開催されるだけとは限らない。都市や城塞の包圍戦が長引く中で、軍全体の倦怠感・士気低迷を防ぐために、しばしば戦場においても催された(アンドレア・ホプキンズ著、松田英、都留久夫、山口恵里子訳『西洋騎士道大全』東洋書林、2005年、276-277頁)。

²² Fox-Davies, *op.cit.*, pp.216-217. また馬上試合と共に発展した紋章の一形態に兜の頭頂部に飾る「飾り紋」*crest* がある(Fox-Davies, *ibid.*, pp.218-222.)。

²³ パストゥロー『紋章の歴史』、99頁、及びパストゥロー『ヨーロッパ中世象徴史』、265-270頁。

²⁴ 浜本、前掲書、93頁。

²⁵ 後述するように獅子紋はヨーロッパの紋章の図案において最もありふれたものの一つであり、有名な例としてイングランド王家の獅子紋を挙げることが出来る(Fox-Davies, *op.cit.*, pp.209-215.および Franklyn, Julian and Tanner, John, *An*

Encyclopaedic Dictionary of Heraldry, Oxford, 1970, p.208.)

- 26 アラン・ブロー著、松村剛訳『鷲の紋章学—カール大帝からヒトラーまで』平凡社、1994年、61-79頁。
- 27 この他、鷲という動物は旧約聖書の『申命記』14章13節をはじめ各所に登場し、ここでも神聖な動物として目されている。後に鷲はキリスト教的価値観が教父たちによって施されることになるが、聖書の記述を含め鷲の象徴としての起源については、ブロー、同書、38-52頁。
- 28 浜本、前掲書、98-101頁。
- 29 以下、ドイツ・イタリアにおける鷲紋と獅子紋に関する考察は、パストゥロー『紋章の歴史』、108頁、及びブロー、前掲書、97-102頁。
- 30 伝統的にイタリアの反皇帝派の領袖であったミラノ市は1158年の反乱でフリードリヒ・バルバロッサに屈服して市章に鷲紋の使用を強制された経緯がある。このことからある勢力への自発的な参入、または武力による屈服という勢力への所属に到る過程を想起させる役割をも垣間見ることが出来る(ブロー、同書、101頁)。
- 31 この鷲と獅子という動物相の対立構造は、古くはゲルマンの崇拜の対象であった熊やケルト人の猪の神聖視に端を発し、またケルト神話では熊と猪は対を成す存在である。これが次第に鷲と獅子に取って代わられた経緯については、パストゥロー『ヨーロッパ中世象徴史』、61-70頁。
- 32 以下紋の差異化についての記述は、パストゥロー『紋章の歴史』、80-81頁、及び森護『ヨーロッパの紋章』三省堂、1979年、161-172頁。
- 33 森『シェイクスピアの紋章学』、45頁。
- 34 森『紋章学辞典』、45-49頁。
- 35 フランス王家の百合紋については、Fox-Davies, *op.cit.*, pp.177-181、並びにパストゥロー、前掲書、102-106頁。
- 36 パストゥロー、同書、98-104頁。
- 37 森、前掲書、170-172頁。
- 38 以下援用するカントロヴィッチの主張に関しては、エルンスト・H・カントーロヴィチ著、小林公訳『王の二つの身体』平凡社、1992年、331-340頁。
- 39 カントーロヴィチ、同書、332頁。
- 40 カントーロヴィチ、同書、337頁。
- 41 ブロー、前掲書、98頁。
- 42 甚野尚志『隠喩の中の中世—西洋中世における政治表徴の研究—』弘文堂、1992年、119-124頁。
- 43 甚野、同書、125-127頁。
- 44 ここではパウロは、こうした有機体的観念を全人類・全世界ではなくキリスト教徒に限定しているという点でストア派とは一線を画している(甚野、同書、128-129頁)。
- 45 甚野、同書、136-140頁。
- 46 甚野、同書、145-147頁。
- 47 トーナメントの試合後などで、諸侯が集う会合の食餐会において出席者一同が料理(或いはその材料となった鳥)に対して宣誓を行う。ここで重要なのは、宣誓者一同がその料理を共に食すことで身体を共有するという経験を分かち合うことで、誓いに忠実たる態度を示すことである(ホブキンズ、前掲書、228及び326-329頁)。
- 48 以下、臣従礼・騎士叙任式に関する考察については、池上俊一『歴史としての身体—ヨーロッパ中世の深層を読む—』柏書房、1992年、15-17頁。

49 中世における儀式は特定の身分・役職から不可分であり、その目的は区別されるべき外部に対する誇示、そして自分たち内部での連帯・凝集性を高める象徴として機能することを考慮に入れるのであれば、その同様の役割は身分制度の象徴としての紋章の機能とも符合する(池上、前掲書、15頁)。

50 この臣従礼の儀式のあらゆる段階において「手」が介在しており、この参照モデルは家族的・親族関係のシステムは、家臣が領主の養子の関係に置かれるのではなく、このシステムの象徴世界が家族関係の象徴世界に属するものとして「知覚」されていたことなのである(池上俊一『ヨーロッパの中世⑧ 儀礼と象徴の中世』岩波書房、2008年、150頁)。

51 ブロー、前掲書、98頁。

52 カントーロヴィチ、前掲書、335頁。

《参考文献》

- ・ Baigent, Francis Joseph and Charles James Russel. *A Practical Manual of Heraldry, and of Heraldic Illustration*, Oxford, 1864.
- ・ Elvin, Charles Norton. *A Dictionary of Heraldry*, reprinted in Baltimore, 1999.
- ・ Fox-Davies, Arthur Charles. *A Complete Guide to Heraldry*, London and Edinburgh, 1909.
- ・ Franklyn, Julian and John Tanner. *An Encyclopaedic Dictionary of Heraldry*, Oxford, 1970.
- ・ Grant, Francis J. *Manual of Heraldry*, Edinburgh, 1924.
- ・ Wade, William Cecil. *The Symbolisms of Heraldry*, London, 1898.
- ・ Wise, Terence. *Medieval Heraldry*, Oxford: Osprey Publishing, 2009.

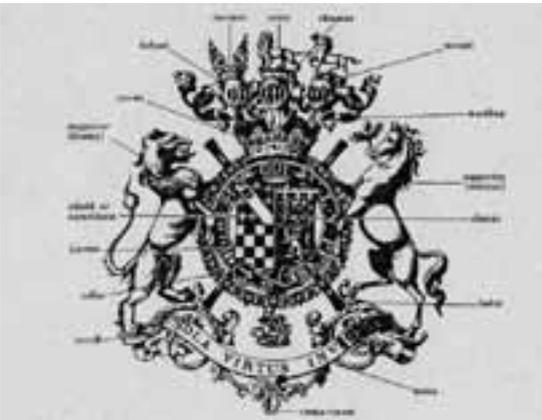
- ・ 池上俊一『歴史としての身体—ヨーロッパ中世の深層を読む—』柏書房、1992年。
- ・ 池上俊一『ヨーロッパの中世⑧ 儀礼と象徴の中世』岩波書店、2008年。
- ・ カントーロヴィチ、エルンスト・H、小林公訳『王の二つの身体』平凡社、1992年。
- ・ 甚野尚志『隠喩の中の中世—西洋中世における政治表徴の研究—』弘文堂、1992年。
- ・ 徳井淑子『色で読む中世ヨーロッパ』講談社、2006年。
- ・ パストゥロー、ミシェル、篠田勝英訳『ヨーロッパ中世象徴史』白水社、2008年。
- ・ パストゥロー、ミシェル、松村剛監修『紋章の歴史—ヨーロッパの色とかたち』創元社、2008年。
- ・ 浜本隆志『紋章が語るヨーロッパ史』白水社、1998年。
- ・ 原野昇、木俣元一『ヨーロッパの中世⑦ 芸術のトボス』岩波書店、2009年。
- ・ ブロー、アラン、松村剛訳『鷲の紋章学—カール大帝からヒトラーまで』平凡社、1994年。
- ・ ブシャード、コンスタンス・B、堀越孝一監修『騎士道百科図鑑』悠書館、2011年。
- ・ ホプキンス、アンドレア、松田英、都留久夫、山口恵里子訳『西洋騎士道大全』東洋書林、2005年。
- ・ マシューズ、ドナルド、橋口倫介監修、梅津尚志訳『中世のヨーロッパ』朝倉書店、1987年。

-
- ・ マール社編集部編『西洋の飾り紋—中世騎士甲冑紋』マール社、2003年。
 - ・ 森護『ヨーロッパの紋章』三省堂、1979年。
 - ・ 森護『紋章学辞典』大修館書店、1998年。
 - ・ 森護『西洋の紋章とデザイン』ダヴィッド社、1982年。
 - ・ 森護『シェイクスピアの紋章学』大修館書店、1987年。
 - ・ 森護『西洋紋章夜話』大修館書店、1988年。
 - ・ レオンハート、ヴァルター、須本由喜子訳『西洋紋章大図鑑』美術出版社、1979年。

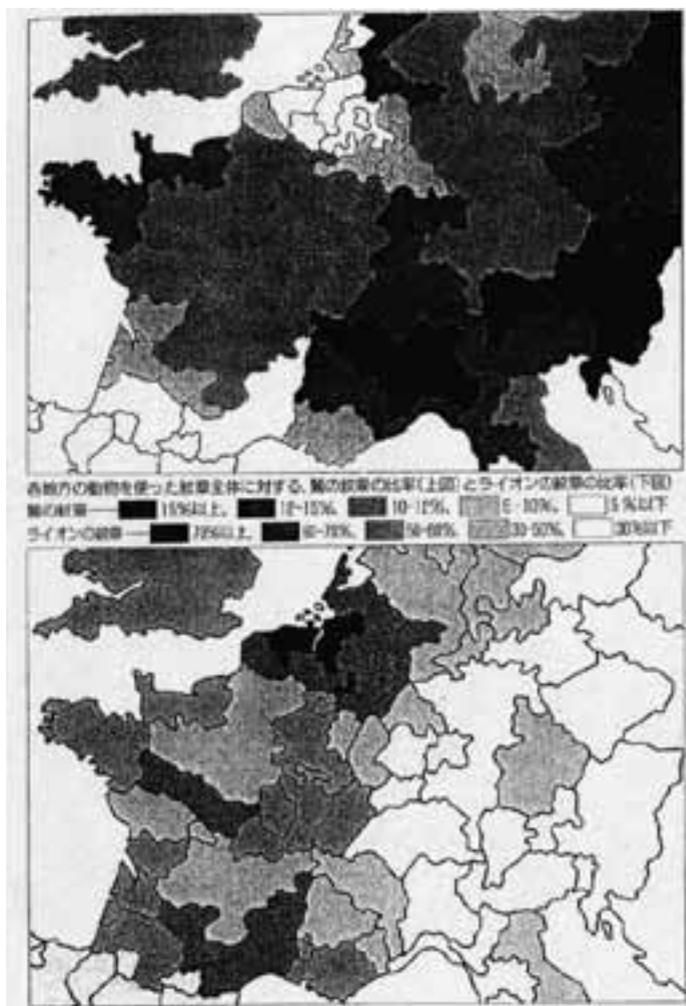
◀ 図版資料 ▶



(図 1) 「バイユーのタペストリ」の部分模写
突撃するノルマン騎兵(右)とサクソン・イングランド軍(左)
パストゥロー 『ヨーロッパ中世象徴史』 211 頁より抜粋。

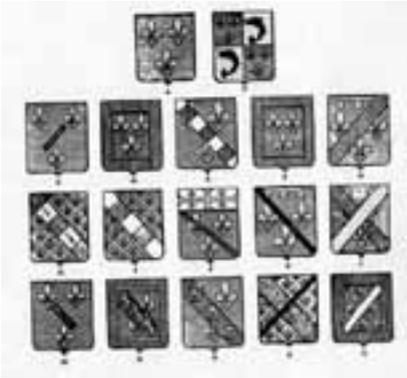


(図 2) 大紋章の一例(イングランド、ノーフォーク公の紋章)
森護 『紋章学辞典』 4 頁より抜粋。

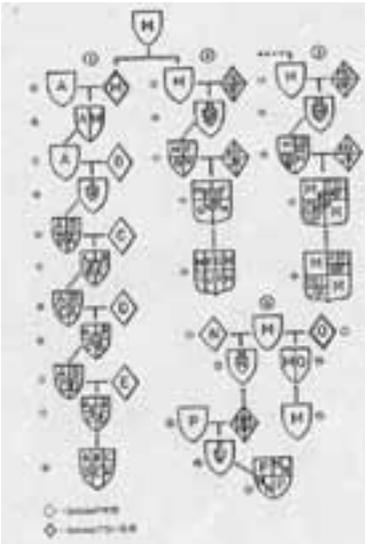


(図3)鷲紋と獅子紋の使用分布

パストゥロー『紋章の歴史』109頁より抜粋。



(図 4)フランス王(A)と王太子(B)および血縁諸侯の紋章
森護『ヨーロッパの紋章』86 頁より抜粋。



(図 5)Marshalling の一例

女子相続人 heiress と結婚する M 家の男子は(②)自身の紋章(M)の上に妻の紋(F/G)を加えねばならず(ⓐ)、一方 heiress でない女性(①)と A 家男子との婚姻であれば縦に分割された楯に双方の紋章を描き入れる(ⓑ)。これにより婚姻で苗字が消滅したとしても家系の連続性は事実上存続し続けることになる。

森護『紋章学辞典』171 頁より抜粋。

Heraldic Attributes: From Individual Ornament to King's Body

Bin ITO

Heraldic arms have often been regarded as collectible objects for dilettantes, relic of feudal age, or symbol of the old order in western European society. As other phenomena in medieval Europe, the historical importance of heraldry is marginalized in the influence of modern cultural currents, for instance medievalism. The present mainstream of heraldic research is no more than classification of heraldic icons and colors, or the investigation of a family's genealogy in detail.

However, there is a growing interest in another aspect of heraldry. Recent studies show that the patterns of blazon symbolize not only their ornamental features but also the highly political elements. Michel Pastoureau, one of the prominent researchers of heraldry in recent years, encourages this approach and adopts historical perspective to examine heraldry. With his contribution, heraldic arms are getting a certain status as practical historical materials. Current heraldic researches give heraldry a new character which is quite different from what we would image.

This essay, on the basis of current studies, aims to demonstrate the correlation between the system of heraldry and the state recognition in medieval Europe, incorporating the various characteristics such as ornaments, symbols, and politics.